

令和6年11月26日(月)

令和6年12月定例会 議会運営委員会行政視察報告

令和6年11月12日及び13日に実施しました、議会運営委員会行政視察の内容と主な成果についてご報告申し上げます。

視察先は、滋賀県長浜市議会で、議会改革の取組について、視察をしました。

初めに、滋賀県長浜市の概要ですが、長浜市は、滋賀県の東北部に位置し、北は福井県、東は岐阜県に接しています。面積は、681.02km²(うち可住地面積164.24km²)で、人口は11万人、昭和18年に市制を施行して以来、平成18年に合併した後、平成22年に、旧長浜市、東浅井郡虎姫町及び湖北町、伊香郡高月町、木之本町、余呉町及び西浅井町の1市6町が合併し、現在に至っています。

長浜市の議員定数は22人となっており、通年議会制による議会運営を行っています。常任委員会、総務教育常任委員会、健康福祉常任委員会、産業建設常任委員会及び予算常任委員会の4委員会が設置されています。

今回視察した理由は、議会基本条例を制定し、これを基に、様々な先進的な議会改革に取り組んでいることから、今後の議会運営の参考とするためであります。

主な視察の内容としては、長浜市議会基本条例の制定に至る経緯について、市民との意見交換制度、反問権制度等のほか、基本条例に基づく議会運営の課題について視察させていただきました。

はじめに、長浜市議会基本条例の制定についての経緯ですが、平成22年に議会基本条例制定と議会改革推進を表明して以来、議会基本条例検討特別委員会を開催(27回)し、平成23年に議会で特別委員会の委員長報告を行いました。その後、議会運営委員会で条例制定と議会改革を検討し、平成25年に議会に関するアンケートを実施し、さらに、条例案に対するパブリックコメントを実施したほか、市民フォーラムを開催するなど、様々な取組を実践しております。

これらの経緯を経て、平成25年9月定例会で議会基本条例を制定し、その後、平成26年に議会活性化検討委員会を設置し、議会改革に関する答申、議会基本条例の検証を行い、議会改革を推進しております。

検証については、事前準備として検証手順を決定し、検証チェックシートによる自己検証を全議員対象に大学教授による「議会基本条例の検証のポイント」をテーマに研修を行い、検証結果を取りまとめ、外部の有識者との意見交換を行った後、議会運営委員会で最終的に自己検証結果を取りまとめました。この結果を受けて、議会活性化検討委員会を再度設置して、さらなる議会改革、議会活性化を推進しています。

次に、市民との意見交換制度ですが、議会基本条例に明記し、議会が自ら積極的に地域に出向くなど、広報及び広聴活動等、市民と意見交換をする機会を設けるように取り組んでいるものです。

実績は、第1回から第10回まで年2回開催し、市の南部・北部地域の公共施設で開催し、2部制で、第1部で、年度の前期は予算、後期は決算審査の内容を中心に各常任委員会から報告し、第2部は、テーマに基づく意見交換を実施しております。第11回から第13回までは年2回開催し、第1部で、年度の前期は予算、後期は決算審査の内容を中心に各常任委員会から報告し、第2部は、ワールドカフェ方式で意見交換会を実施しました。第14回は、市内の全ての高校を対象とし、各校3人名から5人が参加し、オンラインズームで意見交換会を実施しました。第15回は、市内の子育て関係団体を対象とし、ワールドカフェ方式で意見交換会を実施し、第16回では、大学生や大学関係者の方を対象とし、ワールドカフェ方式で実施し、幅広く市民の意見などを聴取しております。

次に、反問権制度についてですが、議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができるものであります。この制度も議会基本条例に明記しており、運用指針を制定し、議員の質問等に対して、論点及び争点を明確にするための反問のルールを定めております。

反問を行使する場合は、1の質問項目に対して、原則1回とするほか、答弁の正確を期すため、質問の意図又は根拠若しくは情報の出典等について行い、議員は反問に対して誠実に答えなければならないこととされております。実際に反問権制度を行使された事例は、質問された意図、論点の説明のほか3件ありました。

今般の視察は、志木市議会が様々な議会改革を実施していく上で、大いに参考となるものがあり、今後も、市民に身近な議会を目指して、より一層の議会改革の調査、研究に努めてまいります。

以上をもちまして、議会運営委員会の行政視察報告といたします。